

障害者総合支援法における障害支援区分 認定調査員マニュアル

平成 26 年（2014 年）4 月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

目 次

I 障害支援区分の概要

1. 障害支援区分の開発経緯	2
2. 障害支援区分の基準	2
3. 障害程度区分からの主な変更点	4

II 認定調査の実施及び留意点

1. 認定調査及び認定調査員の基本原則	34
2. 調査の実施及び留意点	34
3. 医師意見書との関係性	37

III 認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目 (12項目)	40
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目 (16項目)	52
3. 意思疎通等に関連する項目 (6項目)	73
4. 行動障害に関連する項目 (34項目)	79
5. 特別な医療に関連する項目 (12項目)	84

IV その他

1. 概況調査票 (様式)	88
2. 認定調査票 (様式)	91

I 障害支援区分の概要

1. 障害支援区分の開発経緯

(1) 障害者自立支援法における障害程度区分の課題

- 平成18年4月に施行した障害者自立支援法では、支給決定手続きの透明性・公平性を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」が設けられた。
- しかし、施行後の状況は、特に知的障害者や精神障害者について、コンピュータによる一次判定で低く判定される傾向があり、市町村審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できていないのではないかと、等の課題が指摘されていた。
- そのため、平成24年6月に成立した障害者総合支援法において、
 - ・ 名称を「障害支援区分」に改め
 - ・ 定義を「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」とするとともに
 - ・ 「障害支援区分」の認定が、知的障害者や精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう必要な措置を講じた上で、平成26年4月から施行することとされた。

(2) 障害者総合支援法における障害支援区分への見直し

① 障害程度区分調査・検証事業

- 障害者総合支援法の成立以降、平成24年度においては、全国183市区町村の協力の下、
 - ・ 平成21年度～23年度（3カ年）の期間における「障害程度区分の認定等に関するデータ（約14,000件）」の収集・分析を行うとともに
 - ・ 既存（障害程度区分）の認定調査項目の追加や削除、追加調査項目における判断基準の作成、既存の判定式との比較等について検討を行った上で、「新たな判定式（案）」を構築した。

② 障害支援区分モデル事業

- さらに、平成25年度においては、全国107市区町村の協力の下、「新たな判定式（案）」に基づく認定調査や市町村審査会による審査判定を試行的に実施し、収集したデータの分析結果等を踏まえ、「新たな判定式（案）」の修正を行った。

2. 障害支援区分の基準

(1) 障害支援区分の基本的考え方

- 障害支援区分は、透明で公平な支給決定を実現する観点から、以下の3点を基本的な考え方として開発している。
 - ・ 身体障害、知的障害、精神障害、難病等の特性を反映できるよう配慮しつつ、共通の基準とすること。
 - ・ 認定調査員や市町村審査会委員の主観によって左右されにくい客観的な基準とすること。
 - ・ 審査判定プロセスと審査判定に当たっての考慮事項を明確化すること。

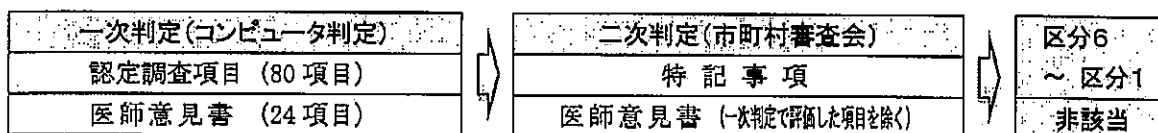
(2) 障害支援区分の審査判定基準

- 障害支援区分において活用する「新たな判定式」は、
 - ・ 平成 21 年度～23 年度の認定データ（約 14,000 件）から、申請者（調査対象者）と同じ状態像にある障害者の二次判定結果を抽出し
 - ・ その抽出データのうち、最も確率の高い区分（二次判定結果）を障害支援区分の一次判定結果とするものである。
- そのため、障害支援区分の審査判定基準は、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号。以下「区分省令」という。）」において定めているが、『「非該当」及び「区分 1～6」（以下「区分等」という。）」の定義は、以下のようなイメージとなる。

非該当	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「非該当」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分1	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分1」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分2	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分2」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分3	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分3」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分4	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分4」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分5	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分5」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分6	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分6」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。

(3) 障害支援区分の審査判定プロセス

- 障害支援区分は、2つのプロセス（一次判定及び二次判定）を経て判定される。



【一次判定（コンピュータ判定）】

- 認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を踏まえ、区分省令の内容が組み込まれた一次判定用ソフト（障害支援区分判定ソフト 2014）を活用した一次判定処理を行う。

※ 一次判定（コンピュータ判定）で活用する医師意見書の一部項目（24 項目）

- ・ 麻痺（左右：上肢、左右：下肢、その他）
- ・ 関節の拘縮（左右：肩・肘・股・膝関節、その他）
- ・ 精神症状・能力障害二軸評価（精神症状評価・能力障害評価）
- ・ 生活障害評価（食事、生活リズム、保清、金銭管理、服薬管理、対人関係、社会的活動）
- ・ てんかん

【二次判定（市町村審査会）】

- 一次判定の結果を原案として、「特記事項」及び「医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）」の内容を総合的に勘案した審査判定を行う。

3. 障害程度区分からの主な変更点

(1) 認定調査項目の見直し

① 認定調査項目の追加

- 特に、知的障害、精神障害や発達障害の特性をより反映させるため、以下の認定調査項目（6項目）を追加。

健康・栄養管理	「体調を良好な状態に保つために必要な健康面・栄養面の支援」を評価
危険の認識	「危険や異常を認識し安全な行動を行えない場合の支援」を評価
読み書き	「文章を読むこと、書くことに関する支援」を評価
感覚過敏・感覚鈍麻	「発達障害等に伴い感覚が過度に敏感、過度に鈍くなることの有無」を確認
集団への不適応	「集団に適応できないことの有無やその頻度」を確認
多飲水・過飲水	「水中毒になる危険が生じるほどの多飲水・過飲水の有無やその頻度」を確認

- その他、既存（障害程度区分）の認定調査項目における評価内容（評価範囲）の見直しも実施。（以下、主な変更項目・内容を例示。）

衣服の着脱	季節性に合致した衣服の準備や衣服の手渡し等の支援も含めて評価
食事	食事開始前の食べやすくする支援も含めて評価
視力・聴力	全盲・全ろうも含めて評価（選択肢の追加）
行動上の障害 関連項目	行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投棄等の頻度も含めて評価

② 認定調査項目の統合・削除

- 認定調査時における調査対象者等の負担軽減を図るため、評価が重複する認定調査項目を統合（14項目→7項目）・削除（25項目）。

【認定調査項目の統合】

障害程度区分	障害支援区分
「上衣の着脱」「ズボン等の着脱」	「衣服の着脱」
「洗身」「入浴準備・後片付け」	「入浴」
「調理」「食事の配下膳」	「調理」
「意思の伝達」「指示への反応」「独自の意思伝達」「説明の理解」	「コミュニケーション」「説明の理解」
「被害的」「疑い深く拒否的」	「被害的・拒否的」
「大声を出す」「通常と違う声」	「大声・奇声を出す」

【認定調査項目の削除】

削除項目	理由	代替項目	代替項目	代替項目
麻痺(5項目)・拘縮(6項目)	じょくそう以外の皮膚疾患	飲水	洗顔	整髪
つめ切り	毎日の日課の理解	生年月日をいう	短期記憶	自分の名前をいう
今の季節を理解	場所の理解	幻視幻聴	火の不始末	文字の視覚的認識

③ 判断基準の見直し

- 「できたりできなかつたりする場合」の「できない場合（支援が必要な場合）」を評価するため、判断基準の見直しを実施。

障害程度区分	「できたりできなかつたりする場合」は「より頻回な状況」に基づき判断
--------	-----------------------------------

障害支援区分	「できたりできなかつたりする場合」は「できない状況」に基づき判断
--------	----------------------------------

- ※ なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
- ・ 「知的障害、精神障害、発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・ 「慣れていない状況や初めての場所」では「できない場合」を含めて判断する。

④ 選択肢の統一

- 関連する認定調査項目の選択肢を統一するとともに、見守り等の支援も評価するなど、評価内容（評価範囲）の見直しを実施。

身体介助関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支援が不要 2. 見守り等の支援が必要 3. 部分的な支援が必要 4. 全面的な支援が必要 	見守りや声かけ等の支援によって行為・行動ができる場合も評価
日常生活関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支援が不要 2. 部分的な支援が必要 3. 全面的な支援が必要 	普段過ごしている環境ではなく「自宅・単身」の生活を想定して評価
行動障害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要 4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日（週に5回以上）支援が必要 	行動上の障害が生じないための支援や配慮、投棄の頻度も含めて評価

⑤ 特記事項の拡充

- 認定調査項目に関することに限らず、『認定調査の際に「調査対象者に必要とされる支援の度合い」に関する事で確認できた事項』も認定調査員が記載できるよう、認定調査票の見直しを実施。

※ 想定される記載事項の例

- ・ 「思い込み、勘違い、固執行動等に対する支援」に関する事
- ・ 「妄想や幻覚（幻視幻聴）の有無や、それに対する支援」に関する事
- ・ 「犯罪行為の繰り返しに対する支援」に関する事
- ・ 「性的な問題行動に対する支援」に関する事 など

(参考) 障害程度区分と障害支援区分の認定調査項目 対照表

障害程度区分(106項目)

1. 麻痺・拘縮に関する項目		
1-1	麻痺(左-上肢)	削除
	麻痺(右-上肢)	削除
	麻痺(左-下肢)	削除
	麻痺(右-下肢)	削除
	麻痺(その他)	削除
1-2	拘縮(肩関節)	削除
	拘縮(肘関節)	削除
	拘縮(股関節)	削除
	拘縮(膝関節)	削除
	拘縮(足関節)	削除
	拘縮(その他)	削除

2. 移動等に関する項目		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位保持	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	

3. 複雑な動作等に関する項目		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位保持	
3-3	洗身	統合

4. 特別な介護等に関する項目		
4-1	ア	じょくそう
	イ	皮膚疾患
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	削除
4-5	排尿	
4-6	排便	

5. 身の回りの世話等に関する項目			
5-1	ア	口腔清潔(はみがき等)	
	イ	洗顔	削除
	ウ	整髪	削除
5-2	エ	つめ切り	削除
	ア	上衣の着脱	統合
5-3	イ	ズボン等の着脱	統合
	イ	薬の内服	
5-4	金銭の管理		
5-5	電話の利用		
5-6	日常の意思決定		

9. 社会生活に関する項目		
9-1 [B1]	調理	統合
9-2 [B1]	食事の配下膳	統合
9-3 [B1]	掃除	
9-4 [B1]	洗濯	
9-5 [B1]	入浴の準備片付け	統合
9-6 [B1]	買い物	
9-7 [B1]	交通手段の利用	
9-8 [C]	文字の視覚的認識	削除

障害支援区分(80項目)

1. 移動や動作等に関する項目		
1-1	寝返り	
1-2	起き上がり	
1-3	座位保持	
1-4	移乗	
1-5	立ち上がり	
1-6	両足での立位保持	
1-7	片足での立位保持	
1-8	歩行	
1-9	移動	
1-10	衣服の着脱	統合
1-11	じょくそう	
1-12	えん下	

2. 身の回りの世話や日常生活等に関する項目		
2-1	食事	
2-2	口腔清潔	
2-3	入浴	統合
2-4	排尿	
2-5	排便	
2-6	健康・栄養管理	追加
2-7	薬の管理	
2-8	金銭の管理	
2-9	電話等の利用	
2-10	日常生活の意思決定	
2-11	危険の認識	追加
2-12	調理	統合
2-13	掃除	
2-14	洗濯	
2-15	買い物	
2-16	交通手段の利用	

6. コミュニケーション等に関連する項目		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3 ア	意思の伝達	統合
イ [C]	独自の意思伝達	統合
6-4 ア	指示への反応	統合
イ [C]	説明の理解	統合
6-5 ア	毎日の日課を理解	削除
イ	生年月日をいう	削除
ウ	短期記憶	削除
エ	自分の名前をいう	削除
オ	今の季節を理解	削除
カ	場所の理解	削除

3. 意思疎通等に関連する項目		
3-1	視力	
3-2	聴力	
3-3	コミュニケーション	統合
3-4	説明の理解	統合
3-5	読み書き	追加
3-6	感覚過敏・感覚鈍麻	追加

7. 行動障害に関連する項目		
7 ア	被害的	統合
7 イ	作話	
7 ウ	幻視幻聴	削除
7 エ	感情が不安定	
7 オ	昼夜逆転	
7 カ	暴言暴行	
7 キ	同じ話をする	
7 ク	大声を出す	統合
7 ケ	介護に抵抗	分類
7 コ	常時の徘徊	
7 サ	落ち着きなし	
7 シ	外出して戻れない	
7 ス	1人で出たがる	
7 セ	収集癖	
7 ソ	火の不始末	削除
7 タ	物や衣類を壊す	
7 チ	不潔行為	
7 ツ	異食行動	
7 テ	ひどい物忘れ	
7 ト [B2]	こだわり	
7 ナ [B2]	多動・行動停止	
7 ニ [B2]	不安定な行動	
7 ノ [B2]	自ら叩く等の行為	
7 ネ [B2]	他を叩く等の行為	
7 ノ [B2]	興味等による行動	分類
7 ハ [B2]	通常と違う声	統合
7 ヒ [B2]	突発的行動	
7 フ [C]	過食・反すう等	
7 ヘ [C]	憂鬱で悲観的	分類
7 ホ [B2]	反復的行動	
7 マ [C]	対人面の不安緊張	
7 ミ [C]	意欲が乏しい	
7 ム [C]	話がまとまらない	
7 メ [C]	集中力が続かない	
7 モ [C]	自己の過大評価	
7 ヤ [C]	疑い深く拒否的	統合

4. 行動障害に関連する項目		
4-1	被害的・拒否的	統合
4-2	作話	
4-3	感情が不安定	
4-4	昼夜逆転	
4-5	暴言暴行	
4-6	同じ話をする	
4-7	大声・奇声を出す	統合
4-8	支援の拒否	分類
4-9	徘徊	
4-10	落ち着きがない	
4-11	外出して戻れない	
4-12	1人で出たがる	
4-13	収集癖	
4-14	物や衣類を壊す	
4-15	不潔行為	
4-16	異食行動	
4-17	ひどい物忘れ	
4-18	こだわり	
4-19	多動・行動停止	
4-20	不安定な行動	
4-21	自らを傷つける行為	
4-22	他人を傷つける行為	
4-23	不適切な行為	分類
4-24	突発的な行動	
4-25	過食・反すう等	
4-26	そう鬱状態	分類
4-27	反復的な行動	
4-28	対人面の不安緊張	
4-29	意欲が乏しい	
4-30	話がまとまらない	
4-31	集中力が続かない	
4-32	自己の過大評価	
4-33	集団への不適応	追加
4-34	多飲水・過飲水	追加

8. 特別な医療に関連する項目		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストーマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じょくそうの処置	
8-12	カテーテル	

5. 特別な医療に関連する項目		
5-1	点滴の管理	
5-2	中心静脈栄養	
5-3	透析	
5-4	ストーマの処置	
5-5	酸素療法	
5-6	レスピレーター	
5-7	気管切開の処置	
5-8	疼痛の看護	
5-9	経管栄養	
5-10	モニター測定	
5-11	じょくそうの処置	
5-12	カテーテル	

(2) 新たな判定式 (コンピュータ判定式) の構築

- 障害支援区分の判定式は、平成 21 年度～23 年度の認定データ (約 14,000 件) 等を分析することにより構築した「総合評価項目」と「一次判定ロジック」の 2 つの指標で構成されている。

① 総合評価項目

ア. 総合評価項目の仕組み

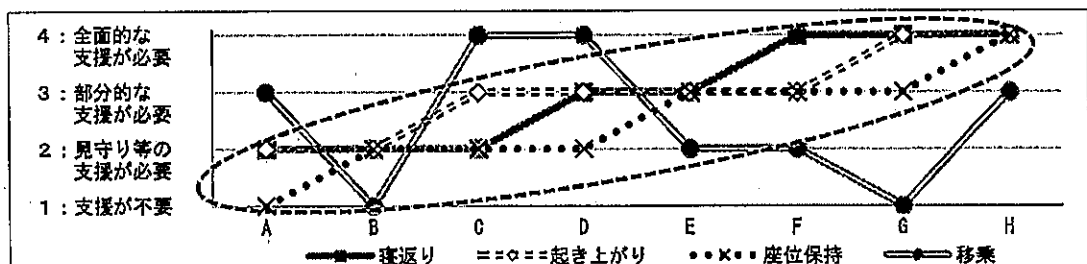
- 総合評価項目は、平成 21 年度～23 年度の認定データ (約 14,000 件) 等を踏まえ、「介護者 (支援者) による支援の行為」や「認定調査における選択肢の回答傾向」が類似している認定調査項目等を以下の 12 グループ (群) に分け、それらを集約した構成となっている。

起居動作	「寝返り」「起き上がり」「座位保持」「両足での立位保持」など
生活機能Ⅰ	「じょくそう」「えん下」「食事」「排尿」「排便」
生活機能Ⅱ	「移乗」「移動」「入浴」「口腔清潔」「衣服の着脱」など
視聴覚機能	「視力」「聴力」
応用日常生活動作	「調理」「掃除」「洗濯」「買い物」「交通手段の利用」
認知機能	「薬の管理」「金銭の管理」「電話等の利用」「日常の意思決定」など
行動上の障害(A群)	「感情が不安定」「支援の拒否」「暴行暴言」など (支援面に関する項目)
行動上の障害(B群)	「こだわり」「多動・行動停止」など (行動面に関する項目)
行動上の障害(C群)	「意欲が乏しい」「話がまとまらない」など (精神面に関する項目)
特別な医療	「点滴の管理」「中心静脈栄養」「経管栄養」など
麻痺・拘縮	「麻痺」「関節の拘縮」(医師意見書の項目)
その他	「てんかん」「精神障害・能力障害の二軸評価」など (医師意見書の項目)

※ 各グループ(群)の構成について、仮に下表の認定データを基にイメージした場合、

- ・ 『寝返り・起き上がり・座位保持』は回答傾向が類似しているため、同じグループ(群)
- ・ 『移乗』は『寝返り・起き上がり・座位保持』とは回答傾向が類似していないため、別のグループ(群)に振り分けられる。

サンプル	寝返り	起き上がり	座位保持	移乗
A	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 1 (支援不要)	選択肢 3 (部分支援)
B	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 1 (支援不要)
C	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 4 (全面支援)
D	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 4 (全面支援)
E	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 2 (見守り等)
F	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 2 (見守り等)
G	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 1 (支援不要)
H	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 3 (部分支援)



- また、認定調査項目等の選択肢ごとに設定されている点数は、統計的手法（双対尺度法又は数量化Ⅲ類）により、以下のように設定している。
- ・ 各グループ(群)の最大合計点は「100点」（全12グループ(群)の最大合計点は「1,200点」）
 - ・ 各認定調査項目等の「選択肢1（支援が不要など）」は「0点」
 - ・ その他（選択肢1以外）は、統計的手法による配点を原則として相対的な点数を設定。（統計的手法のイメージは下表を参照）

サンプル	寝返り	起き上がり
A	選択肢2	選択肢2
B	選択肢2	選択肢2
C	選択肢2	選択肢3
D	選択肢3	選択肢3
E	選択肢3	選択肢3
F	選択肢4	選択肢3
G	選択肢4	選択肢4
H	選択肢4	選択肢4

「寝返り:選択肢2」の3サンプル(A・B・C)のうち、

- ・ 2サンプルは「起き上がり:選択肢2」
- ・ 1サンプルは「起き上がり:選択肢3」のため、

「寝返り:選択肢2」の点数は「起き上がり:選択肢2」より高めに設定

「寝返り:選択肢4」の3サンプル(F・G・H)のうち、

- ・ 1サンプルは「起き上がり:選択肢3」
- ・ 2サンプルは「起き上がり:選択肢4」のため、

「寝返り:選択肢4」の点数は「起き上がり:選択肢4」より低めに設定

イ. 総合評価項目の活用

- 認定調査の結果や医師意見書の一部項目を踏まえ、総合評価項目を活用しつつ、申請者（調査対象者）に「必要とされる支援の度合い」の数量化を図る。

- ※ 起居動作に係る認定調査の結果が、下表の太枠で囲む選択肢であった場合は、
- ・ 各項目の点数（寝返り7.8点、起き上がり6.2点、座位保持6.8点…）と
 - ・ 起居動作のグループ(群)の合計点（49.0点）が算出される。

群	項目	点数							点数結果
		支援不要	見守り等	部分支援	全面支援	合計	部分支援	全面支援	
起居動作	寝返り	0	7.8	10.4	14.8	7.8			7.8
	起き上がり	0	6.2	8.9	15.0	6.2			6.2
	座位保持	0	6.8	11.6	15.9	6.8			6.8
	両足での立位保持	0	7.2	9.4	14.5	9.4			9.4
	歩行	0	5.4	7.7	13.6	7.7			7.7
	立ち上がり	0	5.1	7.7	14.8	7.7			7.7
	片足での立位保持	0	2.8	3.4	11.4	3.4			3.4

起居動作のグループ(群)の合計点 → 49.0

② 一次判定ロジック

- 一次判定ロジックは、平成21年度～23年度の認定データ（約14,000件）等を踏まえ、
- ・ 二次判定結果と関連性が高い『「各項目の点数」や「各グループ(群)の合計点」で構成される216の組み合わせ（216の状態像）』と
 - ・ その組み合わせ（状態像）における二次判定結果のうち、『最も確率の高い区分等とその割合』が示されている。

【例】216の組み合わせ(状態像)のうち、38番目の組み合わせ

区分等	番号	条件						区分等該当可能性
区分2	38	生活機能Ⅰ ≤15.5	生活機能Ⅱ =0.0	応用日常生活動作 ≥36.2	応用日常生活動作 ≤73.2	行動上の障害(A期) ≤20.1	感情が不安定 ≥2.1	74.5%

※ 上表(38番目の組み合わせ)は、総合評価項目を活用し、申請者(調査対象者)に「必要とされる支援の度合い」を数量化した結果、6条件の全てを満たす場合には、二次判定結果が「区分2」である確率が74.5%であることを示している。

- 一次判定ロジックは、少なくとも1つ以上の組み合わせ(番号)に該当する仕組みとなっており、その該当した番号の示す区分等が「障害支援区分の一次判定結果」となるが、複数の番号に該当した場合は、以下の基準による。

① 複数の番号に該当	区分等該当可能性(%)が最も高い番号を採用
② 複数の番号に該当 + 区分等該当可能性(%)が同値	より支援を必要とする区分を示す番号を採用
③ 複数の番号に該当 + 区分等該当可能性(%)が同値 + 番号の示す区分が同区分	最も大きい番号を採用

【参考】一次判定ロジック(詳細版)

- 前述のとおり、区分省令に定める「一次判定ロジックの区分等該当可能性」は、該当した組み合わせ(状態像)における二次判定結果のうち、「最も確率の高い区分等の割合(%)」が記載されているが、市町村審査会資料では、「全ての区分等の割合(%)」が明示される。

【区分省令】				区分等該当可能性
区分等	番号	条件		
区分2	38	生活機能Ⅰ ≤15.5	(以降、省略)	74.5%

【市町村審査会資料】

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0.0%	4.3%	74.5%	20.2%	1.0%	0.0%	0.0%

- その他、市町村審査会での活用も考慮した上で、区分省令に定める「一次判定ロジック」を編集した「一次判定ロジック(詳細版)」を次頁以降に掲載する。

No.	1. 生活機能		2. 移動機能		3. 認知機能		4. 社会機能		5. 感情機能		6. 身体機能		7. その他	
	項目	スコア	項目	スコア	項目	スコア	項目	スコア	項目	スコア	項目	スコア	項目	スコア
11	生活機能II 認知が不安定 : 1.支援不要	0.0	日常生活活動 作	35.1	行動上の障害 (B1)	0.1	二輪車 乗車 能力 : 3, 4, 5	47.6%	6.9%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12	生活機能II 行動上の障害 (C1)	23.5	日常生活活動 作	0.1	行動上の障害 (A1)	0.0	二輪車 乗車 能力 : 1, 2, 3, 4, 5	42.1%	19.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13	生活機能II 認知が不安定 : 1.支援不要	0.0	日常生活活動 作	23.5	行動上の障害 (C1)	13.1	二輪車 乗車 能力 : 1, 2, 3, 4, 5	84.8%	33.3%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14	生活機能II 行動上の障害 (A1)	0.1	日常生活活動 作	14.1	行動上の障害 (C1)	14.0	二輪車 乗車 能力 : 1, 2, 3, 4, 5	59.1%	24.2%	13.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15	生活機能II 日常生活活動 (C1)	23.5	日常生活活動 作	6.7	行動上の障害 (A1)	0.0	二輪車 乗車 能力 : 1, 2, 3	92.7%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16	生活機能II 認知が不安定 : 1.支援不要	23.6	日常生活活動 作	23.6	行動上の障害 (A1)	12.1	二輪車 乗車 能力 : 1, 2, 3	88.9%	11.1%	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17	生活機能II 日常生活活動 (C1)	0.0	日常生活活動 作	6.7	行動上の障害 (A1)	12.1	二輪車 乗車 能力 : 1, 2, 3	74.1%	17.2%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18	生活機能II 認知が不安定 : 1.支援不要	0.0	日常生活活動 作	6.8	行動上の障害 (A1)	23.5	二輪車 乗車 能力 : 1, 2, 3	72.3%	26.2%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19	生活機能II 日常生活活動 (C1)	0.0	日常生活活動 作	0.0	行動上の障害 (A1)	0.0	二輪車 乗車 能力 : 1, 2, 3	88.8%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20	生活機能II 認知が不安定 : 2.部分支援	0.0	日常生活活動 作	2	行動上の障害 (A1)	2	二輪車 乗車 能力 : 1, 2, 3	84.5%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.	項目	内容	金額	比率	比率	比率	比率	比率	比率
21	入替	1.支援不要							
	二割貯蓄 配力 : 2	生活障害貯蓄 : 1 生活費不足	6448	12.5%	3.1%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%
22	生活制度Ⅰ = 6.0	貯蓄 : 2.部分支援							
	感傷的不安 : 1.支援不要	二割貯蓄 配力 : 2 生活費不足	8231	17.1%	4.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%
23	生活制度Ⅱ = 6.0	貯蓄 : 2.0.1							
	行動上の障害 (A割)	二割貯蓄 配力 : 2 障害	8705	18.3%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
24	応用日常生活動作	応用日常生活動作 : 32.9							
	生活費不足	生活障害貯蓄 : 3 食事	8413	15.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25	技能訓練	訓練 : 1.支援不要							
	集中力の弱さ : 1.支援不要	生活障害貯蓄 : 3 訓練	8756	18.3%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
26	技能訓練Ⅱ = 6.0	訓練 : 1.支援不要							
	心の不安定 : 1.支援不要	生活障害貯蓄 : 3 訓練	8571	18.1%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
27	応用日常生活動作	応用日常生活動作 : 32.9							
	生活費不足	生活障害貯蓄 : 3 訓練	8615	18.1%	6.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
28	生活制度Ⅲ = 23.5	応用日常生活動作 : 0.0							
	片足の不安定 : 2.部分支援 3.部分支援	生活障害貯蓄 : 3 訓練	7365	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
29	生活制度Ⅳ = 0.0	応用日常生活動作 : 31.2							
	応用日常生活動作 : 73.2	行動上の障害 : 5 32.7							
30	生活制度Ⅴ = 19.8	応用日常生活動作 : 34.1							
	訓練・訓練 : 8.7	感傷的不安 : 1.支援不要	2531	4.7%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.	項目	単位数	履修人数	履修率	到達率	到達率	到達率	到達率	到達率	到達率	到達率	到達率	到達率	到達率	到達率	到達率	到達率	到達率		
41	生活福祉Ⅰ	2	154	生活福祉Ⅱ	5	215	応用日本生活論	2	382											
	応用日本生活論	5	732	行動上の障害	5	281	新卒・特待	5	71											
	生活福祉Ⅱ	5	235	応用日本生活論	5	381	聴覚障害	2	81											
42	行動上の障害	5	203	行動上の障害	5	387	聴覚障害	2	81											
	生活福祉Ⅱ	5	235	応用日本生活論	5	381	聴覚障害	2	81											
43	行動上の障害	5	209	行動上の障害	5	387	聴覚障害	2	81											
	生活福祉Ⅱ	5	235	応用日本生活論	5	381	聴覚障害	2	81											
44	行動上の障害	5	142	行動上の障害	5	387	聴覚障害	2	81											
	生活福祉Ⅱ	5	235	応用日本生活論	5	381	聴覚障害	2	81											
45	生活福祉Ⅰ	2	155	生活福祉Ⅱ	5	215	行動上の障害	5	201											
	応用日本生活論	5	382	生活福祉Ⅱ	5	215	行動上の障害	5	201											
46	生活福祉Ⅰ	5	155	生活福祉Ⅱ	5	215	行動上の障害	5	201											
	応用日本生活論	5	382	生活福祉Ⅱ	5	215	行動上の障害	5	201											
47	生活福祉Ⅰ	5	155	生活福祉Ⅱ	5	215	行動上の障害	5	201											
	応用日本生活論	5	382	生活福祉Ⅱ	5	215	行動上の障害	5	201											
48	生活福祉Ⅰ	5	155	生活福祉Ⅱ	5	215	行動上の障害	5	201											
	応用日本生活論	5	382	生活福祉Ⅱ	5	215	行動上の障害	5	201											
49	生活福祉Ⅰ	5	155	生活福祉Ⅱ	5	215	行動上の障害	5	201											
	応用日本生活論	5	382	生活福祉Ⅱ	5	215	行動上の障害	5	201											
50	生活福祉Ⅰ	5	155	生活福祉Ⅱ	5	215	行動上の障害	5	201											
	応用日本生活論	5	382	生活福祉Ⅱ	5	215	行動上の障害	5	201											

№	生活費Ⅰ	生活費Ⅱ	生活費Ⅲ	生活費Ⅳ	生活費Ⅴ	生活費Ⅵ	生活費Ⅶ	生活費Ⅷ	生活費Ⅷ	生活費Ⅷ	生活費Ⅷ	生活費Ⅷ
101	生活費Ⅰ ≧ 21.1	生活費Ⅱ ≧ 23.8	生活費Ⅲ ≧ 34.9									
	応用日本生活協 作	行動上の障害 (A群)	行動上の障害 (C群)	24.3	24.3	24.3	24.3	24.3	24.3	24.3	24.3	24.3
				1.支援不届 2.要介等								
102	生活費Ⅰ ≧ 21.0	生活費Ⅱ ≧ 22.6	生活費Ⅲ ≧ 29.8									
	応用日本生活協 作	行動上の障害 (A群)	行動上の障害 (A群)	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1
				1.支援不届								
103	生活費Ⅰ ≧ 21.0	生活費Ⅱ ≧ 23.6	生活費Ⅲ ≧ 30.6									
	応用日本生活協 作	行動上の障害 (A群)	行動上の障害 (A群)	23.1	23.1	23.1	23.1	23.1	23.1	23.1	23.1	23.1
				生活費Ⅳ 生活費Ⅴ 生活費Ⅵ								
104	生活費Ⅰ ≧ 21.1	生活費Ⅱ ≧ 23.6	生活費Ⅲ ≧ 34.8									
	応用日本生活協 作	行動上の障害 (A群)	行動上の障害 (C群)	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7
				1.支援不届 2.要介等								
105	生活費Ⅰ ≧ 21.0	生活費Ⅱ ≧ 23.6	生活費Ⅲ ≧ 30.6									
	応用日本生活協 作	行動上の障害 (A群)	行動上の障害 (A群)	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8
				1.支援不届								
106	生活費Ⅰ ≧ 20.8	生活費Ⅱ ≧ 32.7	生活費Ⅲ ≧ 50.8									
	認知機能	行動上の障害 (A群)	行動上の障害 (A群)	50.8	50.8	50.8	50.8	50.8	50.8	50.8	50.8	50.8
				生活費Ⅳ 生活費Ⅴ 生活費Ⅵ 生活費Ⅶ 生活費Ⅷ 生活費Ⅷ								
107	生活費Ⅰ ≧ 20.8	生活費Ⅱ ≧ 32.7	生活費Ⅲ ≧ 50.8									
	認知機能	行動上の障害 (A群)	行動上の障害 (A群)	32.7	32.7	32.7	32.7	32.7	32.7	32.7	32.7	32.7
				生活費Ⅳ 生活費Ⅴ 生活費Ⅵ 生活費Ⅶ 生活費Ⅷ 生活費Ⅷ								
108	生活費Ⅰ ≧ 21.1	生活費Ⅱ ≧ 36.7	生活費Ⅲ ≧ 50.8									
	認知機能	行動上の障害 (A群)	行動上の障害 (A群)	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4
				生活費Ⅳ 生活費Ⅴ 生活費Ⅵ 生活費Ⅶ 生活費Ⅷ 生活費Ⅷ								
109	生活費Ⅰ ≧ 21.1	生活費Ⅱ ≧ 35.7	生活費Ⅲ ≧ 50.8									
	認知機能	行動上の障害 (A群)	行動上の障害 (A群)	30.2	30.2	30.2	30.2	30.2	30.2	30.2	30.2	30.2
				生活費Ⅳ 生活費Ⅴ 生活費Ⅵ 生活費Ⅶ 生活費Ⅷ 生活費Ⅷ								
110	生活費Ⅰ ≧ 21.1	生活費Ⅱ ≧ 36.7	生活費Ⅲ ≧ 50.8									
	認知機能	行動上の障害 (A群)	行動上の障害 (A群)	25.4	25.4	25.4	25.4	25.4	25.4	25.4	25.4	25.4
				生活費Ⅳ 生活費Ⅴ 生活費Ⅵ 生活費Ⅶ 生活費Ⅷ 生活費Ⅷ								

No.	品名	数量	単価	金額	備考	No.	品名	数量	単価	金額	備考
121	原産制作	5	6.8	34.0	生活機能Ⅱ	5	21.5				
	応用日常生活用	2	71.3	142.6	砂米						
	生活機能Ⅰ	2	0.1	0.2	片庭での活動						
	砂米				2.見守り等						
					3.部分支援						
122	生活機能Ⅰ	2	0.1	0.2	行脚上の障害	2	0.1				
	砂米				(A型)						
123	生活機能Ⅰ	5	7.1	35.5	砂米						
					2.見守り等						
					3.部分支援						
124	生活機能Ⅱ	5	21.5	107.5	認知機能	2	0.1				
	行脚上の障害	5	20.8	104.0	砂米						
	(A型)				2.余に支援						
					3.余に支援						
					4.余に支援						
					5.11月1日支援						
125	生活機能Ⅱ	5	21.5	107.5	認知機能	2	0.1				
	行脚上の障害	5	20.9	104.5	砂米						
	(A型)				2.余に支援						
					3.余に支援						
					4.余に支援						
					5.11月1日支援						
126	生活機能Ⅱ	2	0.1	0.2	応用日常生活用	5	36.1				
	行脚上の障害	2	14.2	28.4	砂米						
	(A型)				2.余に支援						
					3.余に支援						
					4.余に支援						
					5.11月1日支援						
127	生活機能Ⅱ	2	0.1	0.2	応用日常生活用	5	36.1				
	行脚上の障害	2	14.2	28.4	砂米						
	(A型)				2.余に支援						
					3.余に支援						
					4.余に支援						
					5.11月1日支援						
128	生活機能Ⅰ	5	15.5	77.5	生活機能Ⅱ	2	0.1				
	応用日常生活用	5	72.2	361.0	砂米						
	(A型)				2.余に支援						
					3.余に支援						
					4.余に支援						
					5.11月1日支援						
129	生活機能Ⅰ	2	21.1	42.2	生活機能Ⅱ	2	0.1				
	応用日常生活用	2	89.5	179.0	砂米						
	(A型)				2.余に支援						
					3.余に支援						
					4.余に支援						
					5.11月1日支援						

No.	生活機能I		生活機能II		生活機能III		生活機能IV		生活機能V		生活機能VI		No.	生活機能I		生活機能II		生活機能III		生活機能IV		生活機能V		No.									
	値	変	値	変	値	変	値	変	値	変	値	変		値	変	値	変	値	変	値	変	値	変		値	変							
131	155	△	0.1	生活機能II	△	23.3	生活機能III	△	31.2	生活機能IV	△	38.7	生活機能V	△	46.7	生活機能VI	△	54.3	生活機能I	△	61.9	生活機能II	△	69.5	131	0.0%	0.5%	0.8%	100.0%	0.0%	0.0%		
	73.2	△	8.4	行動上の障害 (A群)	△	38.7	行動上の障害 (B群)	△	38.7	生活機能II	△	38.7	生活機能III	△	38.7	生活機能IV	△	38.7	生活機能V	△	38.7	生活機能VI	△	38.7	132	0.0%	0.0%	48.7%	55.8%	3.7%	0.0%	0.0%	
132	21.0	△	23.6	生活機能II	△	90.8	生活機能III	△	73.2	生活機能IV	△	73.2	生活機能V	△	73.2	生活機能VI	△	73.2	生活機能I	△	73.2	生活機能II	△	73.2	133	0.0%	0.0%	0.0%	48.7%	55.8%	3.7%	0.0%	0.0%
	20.5	△	20.5	行動上の障害 (A群)	△	32.7	行動上の障害 (B群)	△	32.7	生活機能II	△	32.7	生活機能III	△	32.7	生活機能IV	△	32.7	生活機能V	△	32.7	生活機能VI	△	32.7	134	0.0%	0.0%	0.0%	46.7%	53.3%	0.0%	0.8%	0.0%
	0.1	△	15.5	生活機能I	△	0.1	生活機能II	△	0.1	生活機能III	△	0.1	生活機能IV	△	0.1	生活機能V	△	0.1	生活機能VI	△	0.1	生活機能I	△	0.1	135	0.0%	0.0%	0.0%	46.7%	53.3%	0.0%	0.8%	0.0%
	73.2	△	20.1	行動上の障害 (A群)	△	34.8	行動上の障害 (B群)	△	34.8	生活機能II	△	34.8	生活機能III	△	34.8	生活機能IV	△	34.8	生活機能V	△	34.8	生活機能VI	△	34.8	136	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	0.0%
	21.0	△	23.8	生活機能II	△	30.8	生活機能III	△	30.8	生活機能IV	△	30.8	生活機能V	△	30.8	生活機能VI	△	30.8	生活機能I	△	30.8	生活機能II	△	30.8	137	0.0%	0.0%	0.0%	25.8%	76.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	20.5	△	32.7	行動上の障害 (A群)	△	32.7	行動上の障害 (B群)	△	32.7	生活機能II	△	32.7	生活機能III	△	32.7	生活機能IV	△	32.7	生活機能V	△	32.7	生活機能VI	△	32.7	138	0.0%	0.0%	0.0%	25.8%	76.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	21.0	△	23.6	生活機能II	△	32.7	生活機能III	△	32.7	生活機能IV	△	32.7	生活機能V	△	32.7	生活機能VI	△	32.7	生活機能I	△	32.7	生活機能II	△	32.7	139	0.0%	0.0%	0.0%	25.8%	76.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	0.1	△	15.5	生活機能I	△	0.1	生活機能II	△	0.1	生活機能III	△	0.1	生活機能IV	△	0.1	生活機能V	△	0.1	生活機能VI	△	0.1	生活機能I	△	0.1	140	0.0%	0.0%	0.0%	25.8%	76.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	73.2	△	20.1	行動上の障害 (A群)	△	34.8	行動上の障害 (B群)	△	34.8	生活機能II	△	34.8	生活機能III	△	34.8	生活機能IV	△	34.8	生活機能V	△	34.8	生活機能VI	△	34.8	141	0.0%	0.0%	0.0%	25.8%	76.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	21.0	△	23.6	生活機能II	△	32.7	生活機能III	△	32.7	生活機能IV	△	32.7	生活機能V	△	32.7	生活機能VI	△	32.7	生活機能I	△	32.7	生活機能II	△	32.7	142	0.0%	0.0%	0.0%	25.8%	76.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	0.1	△	15.5	生活機能I	△	0.1	生活機能II	△	0.1	生活機能III	△	0.1	生活機能IV	△	0.1	生活機能V	△	0.1	生活機能VI	△	0.1	生活機能I	△	0.1	143	0.0%	0.0%	0.0%	25.8%	76.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	73.2	△	20.1	行動上の障害 (A群)	△	34.8	行動上の障害 (B群)	△	34.8	生活機能II	△	34.8	生活機能III	△	34.8	生活機能IV	△	34.8	生活機能V	△	34.8	生活機能VI	△	34.8	144	0.0%	0.0%	0.0%	25.8%	76.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	21.0	△	23.6	生活機能II	△	32.7	生活機能III	△	32.7	生活機能IV	△	32.7	生活機能V	△	32.7	生活機能VI	△	32.7	生活機能I	△	32.7	生活機能II	△	32.7	145	0.0%	0.0%	0.0%	25.8%	76.8%	0.0%	0.0%	0.0%

品名	規格	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
171	生活機能I 生活機能II	≧ 37.5 ≦ 74.0	≦ 51.0 ≧ 40.5	≧ 1912.5 ≦ 2970.0	≧ 64.3 ≧ 1.2 ≦ 2.3	≦ 17.5%	≧ 1114.5	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 17.5%	≧ 1114.5
172	生活機能I 生活機能II	≧ 42.1 ≦ 74.0	≦ 51.0 ≧ 36.0	≧ 2168.1 ≦ 2664.0	≧ 50.7 ≧ 3.0 ≧ 4.0	≧ 50.7%	≧ 2561.1	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 50.7%	≧ 2561.1
173	生活機能I 生活機能II	≧ 37.8 ≦ 64.2	≦ 51.0 ≧ 40.5	≧ 1966.2 ≦ 2603.7	≧ 50.7 ≧ 1.0 ≧ 2.0	≧ 50.7%	≧ 2066.7	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 50.7%	≧ 2066.7
174	生活機能I 行動上の障害(A群)	≧ 41.1 ≦ 38.0	≦ 51.0 ≧ 3.0 ≧ 4.0	≧ 2099.1 ≦ 1938.0	≧ 50.7 ≧ 1.0 ≧ 2.0	≧ 50.7%	≧ 2099.1	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 50.7%	≧ 2099.1
175	生活機能I 行動上の障害(A群)	≧ 42.1 ≦ 38.0	≦ 51.0 ≧ 3.0 ≧ 4.0	≧ 2168.1 ≦ 1938.0	≧ 50.7 ≧ 1.0 ≧ 2.0	≧ 50.7%	≧ 2099.1	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 50.7%	≧ 2099.1
176	生活機能I 認知機能	≧ 37.8 ≦ 65.7	≦ 51.0 ≧ 51.0	≧ 1966.2 ≧ 3360.9	≧ 50.7 ≧ 3.0 ≧ 4.0	≧ 50.7%	≧ 2066.7	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 50.7%	≧ 2066.7
177	生活機能I 行動上の障害(A群)	≧ 37.8 ≦ 40.2	≦ 51.0 ≧ 2.0 ≧ 3.0	≧ 1966.2 ≦ 2046.0	≧ 50.7 ≧ 1.0 ≧ 2.0	≧ 50.7%	≧ 2066.7	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 50.7%	≧ 2066.7
178	生活機能I 認知機能	≧ 37.8 ≦ 65.8	≦ 51.0 ≧ 51.0	≧ 1966.2 ≧ 3360.9	≧ 50.7 ≧ 3.0 ≧ 4.0	≧ 50.7%	≧ 2066.7	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 50.7%	≧ 2066.7
179	生活機能I 認知機能	≧ 40.1 ≧ 4.0 ≧ 5.0	≦ 61.1 ≧ 4.0 ≧ 5.0	≧ 2444.1 ≧ 204.0 ≧ 2548.1	≧ 61.1 ≧ 4.0 ≧ 5.0	≧ 61.1%	≧ 2444.1	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 61.1%	≧ 2444.1
180	生活機能I 認知機能	≧ 40.1 ≧ 4.0 ≧ 5.0	≦ 61.1 ≧ 4.0 ≧ 5.0	≧ 2444.1 ≧ 204.0 ≧ 2548.1	≧ 61.1 ≧ 4.0 ≧ 5.0	≧ 61.1%	≧ 2444.1	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 0.0%	≧ 61.1%	≧ 2444.1

区分	種別	金額	割合	備考	種別	金額	割合	備考	種別	金額	割合	備考
181	生活保護I	≧ 40.1	81.1		生活保護I	≧ 40.1	81.1					
	府庫 その他	2.2(府庫) 2.2(中野) 4.2(重信)			府庫の寄附 取 : 2.2(府庫) 府庫				二輪打込 取力 : 3 府庫			
182	生活保護I	≧ 40.1	81.1		生活保護I	≧ 40.1	81.1					
183	交差点等の利用	≧ 42.7	85.4		交差点等の利用 : 3.2(府庫) 府庫				二輪打込 取力 : 3 府庫			
184	生活保護II	≧ 42.7	85.4		生活保護II	≧ 42.7	85.4					
	府庫 平均	4.2(府庫) 4.2(中野) 4.2(重信)			府庫 : 3.2(府庫) 府庫				取力 : 3.2(府庫) 府庫			
185	生活保護II	≧ 42.7	85.4		生活保護II	≧ 42.7	85.4					
	府庫 平均	4.2(府庫) 4.2(中野) 4.2(重信)			府庫 : 3.2(府庫) 府庫				取力 : 3.2(府庫) 府庫			
186	生活保護III	≧ 42.7	85.4		生活保護III	≧ 42.7	85.4					
	府庫 平均	4.2(府庫) 4.2(中野) 4.2(重信)			府庫 : 3.2(府庫) 府庫				取力 : 3.2(府庫) 府庫			
187	生活保護IV	≧ 42.7	85.4		生活保護IV	≧ 42.7	85.4					
	府庫 平均	4.2(府庫) 4.2(中野) 4.2(重信)			府庫 : 3.2(府庫) 府庫				取力 : 3.2(府庫) 府庫			
188	生活保護V	≧ 42.7	85.4		生活保護V	≧ 42.7	85.4					
	府庫 平均	4.2(府庫) 4.2(中野) 4.2(重信)			府庫 : 3.2(府庫) 府庫				取力 : 3.2(府庫) 府庫			
189	生活保護VI	≧ 42.7	85.4		生活保護VI	≧ 42.7	85.4					
	府庫 平均	4.2(府庫) 4.2(中野) 4.2(重信)			府庫 : 3.2(府庫) 府庫				取力 : 3.2(府庫) 府庫			
190	生活保護VII	≧ 42.7	85.4		生活保護VII	≧ 42.7	85.4					
	府庫 平均	4.2(府庫) 4.2(中野) 4.2(重信)			府庫 : 3.2(府庫) 府庫				取力 : 3.2(府庫) 府庫			

品名	数量	単価	金額	税率	税額	合計
201 食事 : 3.全席支援 4.週に1回以上支援 5.1日1食目支援	201	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
202 食事 : 3.全席支援 6.週に1回以上支援 7.2.少く	242	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	98.0%
203 食事 : 3.全席支援 8.2.1回以上支援	243	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	98.5%
204 食事 : 3.全席支援 9.食事・飲料支出 : 5.1日1食目支援	204	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
205 食事 : 3.全席支援 10.食事の外出費 : 2.少く(1回席) 11.座席	205	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	98.0%
206 食事 : 3.全席支援 12.食事の外出費 : 2.少く(1回席) 13.座席	206	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	98.0%
207 14.座席費 : 2. 155 15.座席費 : 2. 103	207	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.2%
208 16.座席費 : 2. 155 17.座席費 : 2. 103	208	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
209 18.座席費 : 2. 155 19.座席費 : 4. 1.5(1回席)	209	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
210 20.座席費 : 2. 155 21.座席費 : 4. 1.5(1回席)	210	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

No.	業種		業種		業種		業種		業種		業種	
	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種
211	生活圏Ⅰ 乙 812								0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	レジャー等 : 2.2%								0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
212	建設業 : 4.5%								0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	支援の増設 : 4.5%	てんかん	2.2% (年1回以上) : 3.0% (年1回以上) 4.5% (年1回以上)						0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
213	建設業 : 4.5%								0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	支援 : 4.5%	てんかん	2.2% (年1回以上) : 3.0% (年1回以上) 4.5% (年1回以上)						0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
214	水事 : 3.5%								0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	電力 : 4.1%								0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
215	生活圏Ⅱ 乙 613								0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	てんかん	生活圏増設 : 6%							0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
216	生活圏Ⅰ 乙 378								0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	行政上の関係 (A群) 5 402	てんかん	1.5% (年1回以上) : 2.0% (年1回以上) 4.0% (年1回以上)						0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
									0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

II 認定調査の実施及び留意点

1. 認定調査及び認定調査員の基本原則

- 障害支援区分に係る認定調査については、市町村職員又は市町村から委託を受けた指定一般相談支援事業者の相談支援専門員等であって、都道府県が行う障害支援区分認定調査員研修を修了した者（以下「認定調査員」という。）が実施する。
- 認定調査の内容から、認定調査員は保健、医療、福祉に関する専門的な知識を有している者が任命されることが望まれる。また、認定調査の結果が障害支援区分の最も基本的な資料であることから、認定調査は全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要がある。さらに、認定調査員は、調査対象者に必要とされる支援の度合いを適正に評価し、必要に応じて、特記事項に調査対象者に必要とされる支援の度合いを理解する上で必要な情報をわかりやすく記載する必要がある。
- 認定調査は、原則1回で実施する。このため、認定調査員は、認定調査の方法や選択基準等を十分理解した上で、面接技術等の向上に努めなければならない。認定調査員は、自ら調査した結果について、市町村審査会から要請があった場合には、再調査の実施や、照会に対する回答、市町村審査会への出席、審査対象者の状況等に関する意見等を求められることがある。
- 認定調査員は、過去にその職にあった者も含め、認定調査に関連して知り得た個人の秘密に関して守秘義務がある。このことは、市町村から認定調査の委託を受けた認定調査員も同様である。これに違反した場合は、公務員に課せられる罰則が適用されることになる。ここでいう「公務員に課せられる罰則」とは、地方公務員法では、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処すると規定されている。（「地方公務員法」第34条第1項及び第60条第2号）

2. 調査の実施及び留意点

(1) 調査実施全般

- 原則として、1名の調査対象者につき、1名の認定調査員が1回で認定調査を終了することとしているが、1回目の認定調査の際に、調査対象者が急病等によってその状況が一時的に変化している場合等で、適切な認定調査が行えないと判断した時には、その場では認定調査は行わず、状況が安定した後に再度調査日を設定し認定調査を行う。
- また、入院後間もない等、調査対象者の心身の状態が安定するまでに相当期間を要すると思われ、障害福祉サービスの利用を見込めない場合は、必要に応じ、申請者に対して、一旦申請を取り下げ、状態が安定してから再度申請を行うよう説明する。
- 1回目の認定調査の際に、異なる認定調査員による再調査が不可欠と判断した場合に限り、2回目の認定調査を行う。なお、認定調査を2回行った場合でも認定調査票は一式のみとし、主に調査を行った者を筆頭として調査実施者欄に記載する。

(2) 調査日時の調整

- 認定調査員は、あらかじめ調査対象者や実際の介護者（支援者）等と調査実施日時を調整した上で認定調査を実施する。認定調査の依頼があった場合には出来るだけ早い時期に調査を行い、調査終了後は速やかに所定の書類を作成する。

- 家族等の支援者がいる在宅の調査対象者については、支援者が不在の日は避けるようにする。(やむを得ず支援者不在で調査を行った場合は、特記事項に記載する。)

(3) 調査場所の調整

- 認定調査員は、事前に調査対象者や支援者と調査実施場所を調整した上で認定調査を実施する。認定調査の実施場所については、原則として日頃の状況を把握できる場所とする。
- 申請書に記載された住所は、必ずしも本人の生活の場とは限らず、記載された住所に居住していない場合等があるため、事前の確認が必要となる。病院や施設等で認定調査を実施する場合は、調査対象者の病室や居室等、通常過ごしている場所を確認し、病院や施設等と調整した上でプライバシーに配慮して実施する。

(4) 調査時の携行物品

- 認定調査員は、調査対象者を訪問する際には、身分を証する物を携行し、訪問時に提示する。また、調査項目の「3-1 視力」を確認するための視力確認表を持参する。

【障害支援区分認定調査 調査員証 (参考様式)】

障害支援区分認定調査 調査員証
下記の者は障害支援区分認定調査員であることを証します。
氏名 支援 太郎
平成 26 年〇月△日
□□□□市長 ◇◇ ◇◇

(5) 調査実施上の留意点

- 認定調査の実施にあたり、調査目的の説明を必ず行う。
- できるだけ、調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行うように努める。必要に応じて、調査対象者、支援者から個別に聞き取る時間を設けるように工夫する。
- 独居者や施設入所者等についても、可能な限り家族や施設職員等、調査対象者の日頃の状況を把握している者に立ち会いを求め、できるだけ正確な調査を行うよう努める。
- 調査対象者の心身の状況については、個別性があることから、例えば、視覚障害、聴覚障害等や疾病の特性 (スモンなど) 等に配慮しつつ、判断基準に基づき調査を行う。
- 特別なコミュニケーション手段を用いなければ調査が適切に行えない場合は、市町村の担当者と相談し、適切な専門職員の同行を求める。

(6) 質問方法や順番等

- 声の聞こえやすさなどに配慮して、調査場所を工夫する。
- 調査対象者がリラックスして回答できるよう十分時間をかける。
- 優しく問いかけるなど、相手に緊張感を与えないよう留意する。
- 丁寧な言葉遣いや、聞き取りやすいように明瞭な発音に心がけ、専門用語や略語を使用しない。
- 調査項目の順番にこだわらず、調査対象者が答えやすい質問の導入や方法を工夫する。
- 会話だけでなく、手話や筆談、直接触れる等の方法も必要に応じて用いる。しかし、この際に調査対象者や支援者に不愉快な思いを抱かせないように留意する。
- 調査対象者や支援者が適切な回答を行えるように、調査項目の内容をわかりやすく説明するなど、質問の仕方を工夫する。
- 調査対象者の状況を実際に確認できるよう面接方法を工夫するなどしても、認定調査に応じない場合は、市町村の担当者に相談をする。
- 調査対象者が正当な理由なしに、認定調査に応じない場合は、「申請却下」の処分となることがある。

(7) 調査項目の確認方法

- 危険がないと考えられれば、調査対象者本人に実際に行為を行ってもらおう等、認定調査員が調査時に確認を行う。対象者のそばに位置し、安全に実施してもらえるよう配慮する。危険が伴うと考えられる場合は、決して無理に試みない。
- 実際に行為を行ってもらえなかった場合については、選択をした根拠について、具体的な内容を「特記事項」に必ず記載する。

(8) 調査結果の確認

- 認定調査員は調査対象者や支援者に、認定調査の結果で不明な点や選択に迷う点があれば再度確認する。それにより、調査内容の信頼性を確保するとともに、意思疎通がうまくいかなかったための誤りを修正することができる。
- 認定調査員は「特記事項」を記入するときは、認定調査項目と特記事項の記載内容に矛盾がないか確認し、審査判定に必要な情報を簡潔明瞭に記載するよう留意する。
- 審査判定を適切かつ円滑に進めるために、市町村審査会事務局職員は事前に認定調査の結果を確認し、明らかな誤りや不明な点が認められる場合には、認定調査員に説明を求め、必要に応じて調査結果の変更や特記事項の加除修正を行う。

3. 医師意見書との関係性

- 認定調査項目と医師意見書の記載内容とでは選択基準が異なるものもあるため、類似の設問であっても、両者の結果が一致しないこともあり得る。したがって、両者の単純な差異のみを理由に市町村審査会で一次判定の修正が行われることはない。
- 認定調査項目の選択は、あくまで、後述の「Ⅲ 認定調査項目の判断基準」の各調査項目の定義等に基づいた選択を行うことが必要となる。また、認定調査項目と医師意見書の選択根拠が異なることにより、申請者の状況を多角的に見ることが可能になるという利点がある。

III 認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-1 寝返り

1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要
3. 部分的な支援が必要
4. 全面的な支援が必要

調査目的

寝返り（寝たまま身体の向きを変えること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 寝返りの過程や寝返り前後の状態は問わない。
- 「できたりできなかつたりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合は「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「寝返り」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

- 自分で「寝返り」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- ベッド柵、ひも、サイドレール等、何かにつかまれば自分で「寝返り」ができる場合。

[3. 部分的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「寝返り」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「寝返り」をする必要がある場合。）
- 一定の体位のみしか取れない場合。

1-2 起き上がり

1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要
3. 部分的な支援が必要
4. 全面的な支援が必要

調査目的

起き上がり（寝た状態から上半身を起こす行為）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 起き上がりの過程や起き上がり前後の状態は問わない。
- 「できたりできなかつたりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合は「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「起き上がり」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

- 自分で「起き上がり」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- ベッド柵、ひも、サイドレール等、何かにつかまれば自分で「起き上がり」ができる場合。

[3. 部分的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「起き上がり」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「起き上がり」をする必要がある場合。）

1-3 座位保持

1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要
3. 部分的な支援が必要
4. 全面的な支援が必要

調査目的

座位保持（座位の状態を10分程度保持すること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 座り方は問わない。
- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「座位保持」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

- 自分で「座位保持」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 背もたれは必要ないが、「座位保持」のためには、自分の手で支える必要がある場合。

[3. 部分的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「座位保持」が可能となる場合。）
- 背もたれや支援者等の手で支えていないと「座位保持」ができない場合。

[4. 全面的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「座位保持」をする必要がある場合。）
- 背もたれや支援者等の手で支えても「座位保持」ができない場合。
- 座位保持装置を使用する等、常に両側面や前面から支える必要がある場合。
- 座位が取れない場合。

1-4 移乗

1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要
3. 部分的な支援が必要
4. 全面的な支援が必要

調査目的

移乗（「ベッドから車いす」等、でん部を移動させて乗り移ること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 対象者の日常生活で行われる移乗の種類で判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・慣れていない状況や初めての場所等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合は「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1. 支援が不要]
 - 何らかの支援がなくても、自分で「移乗」ができる場合。
- [2. 見守り等の支援が必要]
 - 自分で「移乗」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
 - 対象者が安全に乗り移ることができるよう、一連の移乗動作に合わせて支援者等が車いす等をでん部（お尻）の下にさし入れる場合。
- [3. 部分的な支援が必要]
 - 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「移乗」が可能となる場合。）
- [4. 全面的な支援が必要]
 - 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「移乗」をする必要がある場合。）
 - 寝たきりや四肢の欠損等により、「移乗」ができない場合。

1-5. 立ち上がり

1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要
3. 部分的な支援が必要
4. 全面的な支援が必要

調査目的

立ち上がり（いす等に座った状態から立ち上がる行為）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「立ち上がり」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

- 自分で「立ち上がり」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- ベッド柵、手すり、壁等、何かにつかまれば自分で「立ち上がり」ができる場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、「立ち上がり」の際に人や障害物にぶつからないよう、周囲の安全の配慮や声かけ等の支援が必要な場合。

[3. 部分的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「立ち上がり」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「立ち上がり」をする必要がある場合。）
- 寝たきりや四肢の欠損等により、「立ち上がり」ができない場合。

1-6 両足での立位保持

1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要
3. 部分的な支援が必要
4. 全面的な支援が必要

調査目的

両足での立位保持（平らな床の上で立位を10秒程度保持すること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 立ち上がるまでに支援が必要かどうかは問わない。
- 片足が欠損している場合や拘縮等で床に片足がつかない場合は、「片足での立位保持の状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合は」、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は」、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合は」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は」、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「両足での立位保持」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

- 自分で「両足での立位保持」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 手すり、壁、いすの背、杖等、何かにつかまれば自分で「両足での立位保持」ができる場合。

[3. 部分的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「両足での立位保持」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「両足での立位保持」をする必要がある場合。）
- 支援があっても、「両足での立位保持」ができない場合。
- 両足での立位がとれない場合。

1-7 片足での立位保持

1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要
3. 部分的な支援が必要
4. 全面的な支援が必要

調査目的

片足での立位保持（平らな床の上で、左右いずれかの片足で立位を1秒程度保持すること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 立ち上がるまでに支援が必要かどうかは問わない。
- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「片足での立位保持」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

- 自分で「片足での立位保持」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 手すり、壁、いすの背、杖等、何かにつかまれば自分で「片足での立位保持」ができる場合。

[3. 部分的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「片足での立位保持」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「片足での立位保持」をする必要がある場合。）
- 支援があっても、「片足での立位保持」ができない場合。
- 片足での立位がとれない場合。

1-8 歩行

1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要
3. 部分的な支援が必要
4. 全面的な支援が必要

調査目的

歩行（立位から5m程度以上歩くこと）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 歩幅や速度、屋内や屋外は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合は「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「歩行」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

- 自分で「歩行」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 杖や手すり、歩行器等、何かを使用すれば自分で「歩行」ができる場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、方向を確認するために白杖等を使用したり、壁等をつたい歩きする場合。

[3. 部分的な支援や介助が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「歩行」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援や介助が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「歩行」をする必要がある場合。）
- 車いすを使用しなければならない場合。
- 支援者等による支援や、杖の使用等があっても「歩行」ができない場合。
- 寝たきりや下肢の欠損等により、「歩行」ができない場合。
- 自分で「歩行」はできるが、医療上の必要により歩行制限が行われている場合。

1-9 移動

1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要
3. 部分的な支援が必要
4. 全面的な支援が必要

調査目的

移動（日常生活（食事、排泄、着替え、洗面、入浴又は訓練等を含む。）における必要な場所への移動や外出）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 移動の手段（歩行、車いす、電動車いす等）や、移動の目的は問わない。
- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「移動」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

- 自分で「移動」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 筋力低下や易疲労感、呼吸困難等のため、頻繁に休憩が必要な場合。

[3. 部分的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「移動」が可能となる場合。）
- 敷居等の段差で車いすを押す等の支援が行われている場合。

[4. 全面的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「移動」をする必要がある場合。）
- 転倒防止等のため、移動中は常に腕を組んだり、手をつなぐ等、常時の付き添いが必要な場合。
- 医療上の必要により移動を禁止されている場合。

1-10. 衣服の着脱

1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要
3. 部分的な支援が必要
4. 全面的な支援が必要

調査目的

衣服の着脱（普段着用している上衣、ズボン・パンツ、靴下の着脱をすること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 衣服の種類は問わない。
- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「衣服の着脱」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

- 自分で「衣服の着脱」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 自分で「衣服の着脱」はできるが、季節性に合致した衣服の準備や衣服の手渡し、着脱を促す行為が必要な場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、衣服の確認ができない場合。

[3. 部分的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「衣服の着脱」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「衣服の着脱」をする必要がある場合。）

1-11 じょくそう

1. ない
2. ある

調査目的

じょくそう（床ずれ）の有無を確認する。

留意点

- 一定期間（調査日前の14日間）の状況について確認する。
- じょくそう（床ずれ）の程度や範囲については問わない。
- じょくそう（床ずれ）の程度や範囲、原因、経過や予後等について、特記すべき事項がある場合は、その詳細を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. ない]

- じょくそう（床ずれ）がない場合。

[2. ある]

- じょくそう（床ずれ）がある場合。
- じょくそう（床ずれ）の予防のために支援や処置を行っている場合。
- 対象者や家族等から「じょくそう（床ずれ）がある」と訴えがあった場合。

1-12 えん下

1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

えん下（飲み込む行為）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 固形物が液体か、食べ物の形状（普通食、きざみ食、ミキサー食、流動食）等については問わない。
- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1. 支援が不要]
 - 何らかの支援がなくても、自分で「えん下」ができる場合。
- [2. 見守り等の支援が必要]
 - 自分で「えん下」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
 - 「1. 支援が不要」「3. 全面的な支援が必要」のいずれにも該当しない場合。
- [3. 全面的な支援が必要]
 - 「えん下」ができないために、経管栄養や中心静脈栄養等が行われている場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目 (16項目)

2-1 食事

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

食事に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、食事の開始から終了までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・食べ物を食べやすくする（小さく切る、ほぐす、皮をむく、とろみをつける、骨をとる等）
- ・箸やスプーン等で食べ物を口まで運ぶ
- ・飲み物や汁物を口まで運ぶ
- ・調味料を食べ物にかける

留意点

- 「できたりできなかつたりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合は、「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- 食事を開始する前に、食べ物を食べやすくする等の支援を行っている場合。
- 経管栄養（胃ろう、腸ろう等）や中心静脈栄養を行っている場合。

[3. 全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 経管栄養（胃ろう、腸ろう等）や中心静脈栄養を行っていて、全面的に支援を受けている場合。

2-2 口腔清潔

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

口腔清潔（歯みがき等）に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。
一連の行為とは、歯ブラシ等の準備から片付けまでの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・歯ブラシやうがい用の水の準備
- ・歯磨き粉を歯ブラシにつける
- ・歯みがきを行う
- ・義歯の出し入れ、洗浄
- ・口腔洗浄剤等の使用
- ・うがいを行う
- ・みがき残しの確認
- ・歯ブラシ等の片付け

留意点

- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

【1. 支援が不要】

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【2. 部分的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「歯みがきを行う」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【3. 全面的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 「歯みがきを行う」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。

2-3 入浴

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

入浴に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。
一連の行為とは、入浴の準備から後片付けまでの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・入浴用品、着替えの準備
- ・浴槽に水を張る、湯を沸かす
- ・身体や髪、顔を洗う
- ・シャワーを使う
- ・浴槽の出入り
- ・身体や髪、顔を拭く
- ・入浴用品の後片付け（風呂場、浴槽の掃除は含まない）

留意点

- 入浴の方法・形態は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

【1. 支援が不要】

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【2. 部分的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「身体や髪、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3. 全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 「身体や髪、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。
- 医療上の必要により入浴を禁止されている場合。
- 清拭のみ行っている場合。

2-4 排尿

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

排尿に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、尿意の発現から排尿後の後始末までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- | | | |
|------------|--------------------|---------------|
| ・尿意の発現 | ・トイレまでの移動 | ・ズボン、パンツの上げ下げ |
| ・トイレへの移乗 | ・排尿 | ・清拭 |
| ・トイレの水洗 | ・トイレの掃除（排尿時に汚した場合） | |
| ・汚れた衣服の後始末 | ・抜去したカテーテルの後始末 | |

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

【1. 支援が不要】

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【2. 部分的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「清拭」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- 集尿器や蓄尿袋（ストマ）、おむつ、尿とりパット等を使用したり、尿カテーテルを留置している場合。
- 尿意はないが、時間を決めるなどして、「一連の行為」を自分で行っている場合。

[3. 全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 「清拭」行為が不十分のため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。
- 集尿器や蓄尿袋（ストマ）、おむつ、尿とりパット等を使用したり、尿カテーテルを留置していて、全面的に支援を受けている場合。
- 支援者等が間欠導尿を行っている場合。
- 人工透析が行われている場合。（透析の方法、種類は問わない。）

2-5 排便

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

排便に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、便意の発現から排便後の後始末までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- | | | |
|------------|--------------------|---------------|
| ・便意の発現 | ・トイレまでの移動 | ・ズボン、パンツの上げ下げ |
| ・トイレへの移乗 | ・排便 | ・清拭 |
| ・トイレの水洗 | ・トイレの掃除（排便時に汚した場合） | |
| ・汚れた衣服の後始末 | ・人工肛門の後始末 | ・女性の月経時の処理 |

留意点

- 「できたりできなかったりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合は」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

【1. 支援が不要】

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【2. 部分的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「清拭」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- 蓄便袋（ストマ）、おむつ等を使用したり、人工肛門を造設している場合。
- 便意はないが、時間を決めるなどして、「一連の行為」を自分で行っている場合。

[3. 全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 「清拭」行為が不十分のため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。
- 蓄便袋（ストマ）、おむつ等を使用したり、人工肛門を造設していて、全面的に支援を受けている場合。
- 支援者等が浣腸、摘便を行っている場合。

2-6 健康・栄養管理

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

健康・栄養管理（体調を良好な状態に保つために必要な健康面や栄養面の管理）について、支援が必要かどうかを確認する。

【健康・栄養管理の例】

- ・健康維持のために、自身にとって適切な食事量・運動量に基づいた対応をする。
- ・体調不良時において、医療機関での受診結果や医師からの服薬等の指示に基づいた対応をする。
- ・自身の持病等を踏まえた、適切な摂取制限や治療食の摂取等を行う。

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「健康・栄養管理」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

- 「健康・栄養管理」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「健康・栄養管理」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 筋力低下や易疲労感、呼吸困難等のため、頻繁に休憩が必要な場合。

[3. 全面的な支援が必要]

- 「健康・栄養管理」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「健康・栄養管理」の目的や内容を理解していない場合。

2-7 薬の管理

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

薬の管理に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、薬等の用意から服薬等の確認までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・薬や水等の用意
- ・内服薬を服用する時間や薬の数量等の理解
- ・経管栄養（胃ろう、腸ろう等）のチューブへの内服薬の注入
- ・外用薬の塗布等
- ・服用等の確認
- ・薬の必要性の理解
- ・内服薬の服用
- ・インスリン注射

留意点

- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

【1. 支援が不要】

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【2. 部分的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- 経管栄養（胃ろう、腸ろう等）のチューブへの内服薬の注入行っている場合。

[3. 全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 経管栄養（胃ろう、腸ろう等）のチューブへの内服薬の注入について、全面的に支援を受けている場合。

2-8 金銭の管理

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

金銭の管理に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、所持金等の把握や金銭の出し入れ等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・所持金（預金通帳や現金）の支出入の把握、管理
- ・金額の計算 ・金融機関での出金や入金等の手続き

留意点

- 「できたりできなかつたりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合は「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

【1. 支援が不要】

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【2. 部分的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【3. 全面的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2-9 電話等の利用

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

電話等の利用に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、電話の操作や受け答え等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・電話をかけた後、受けた後、受けたりする操作
- ・伝言をする
- ・FAXやメール等の代用手段の利用
- ・相手との受け答え
- ・適正な利用（いたずら電話をかけない等）
- ・携帯電話の充電

留意点

- 「できたりできなかったりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合は、「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

【1. 支援が不要】

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【2. 部分的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【3. 全面的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2-10 日常の意思決定

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

日常の意思決定（毎日の暮らしの中で自分の希望を判断すること等の行為）について、支援が必要かどうかを確認する。

【日常の意思決定の例】

- ・自分の希望を判断する。（着たい服の色や種類を決める）
- ・自分のしたいことを伝える。（テレビを見たい、読書したい）
- ・複数の選択の中から、自分で決める。（メニューから食べたいものを注文する）
- ・自分の希望を伝える。（トイレに連れて行ってほしい）

留意点

- 「できたりできなかつたりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合は、「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

【1. 支援が不要】

- 何らかの支援がなくても、「日常の意思決定」の全てを自分で行うことができる場合。

【2. 部分的な支援が必要】

- 「日常の意思決定」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「日常の意思決定」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

【3. 全面的な支援が必要】

- 「日常の意思決定」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「日常の意思決定」の目的や内容を理解していない場合。

2-11 危険の認識

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

危険の認識（生活の様々な場面において、危険や異常を認識し安全な行動をとる等の行為）について、支援が必要かどうかを確認する。

【危険の認識の例】

- ・火の始末や火元の管理（たばこの火の始末をする、ガスコンロや風呂の火元の管理をする）
- ・刃物の使用や管理（自分や他人に危険がないような使用をする）
- ・非常時の認識や避難（火事や地震の時に指示に従い行動する）
- ・危険な行為の認識（走っている車やバイクの前に飛び出さない、遮断機がおりている踏切に進入しない、電車のホームから降りない）

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「危険の認識」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

- 「危険の認識」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「危険の認識」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

[3. 全面的な支援が必要]

- 「危険の認識」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「危険の認識」の目的や内容を理解していない場合。

2-12 調理

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

調理に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、簡単な食事の調理や食材の準備、器具の後片付け等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- | | | |
|------------------------|------------------|-----------|
| ・ 献立 | ・ 食材の準備 | ・ 食材を洗う |
| ・ 調理（食材を切る、焼く、煮る、炒める等） | | ・ 皿に盛りつける |
| ・ 配膳 | ・ 食器や調理器具を洗う、しまう | ・ ゴミを捨てる |

留意点

- 食事の種類は問わない。
- 「できたりできなかつたりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・ 「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・ 「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合は「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3. 全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2-13 掃除

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

掃除に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、掃除や掃除道具の準備、片付け、部屋の整理等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・掃除（掃除機でゴミを吸い取る、ホウキでゴミを掃く、便器や浴槽を洗う等）
- ・掃除道具の準備、片付け ・部屋の整理 ・ゴミを捨てる

留意点

- 掃除の方法・形態は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合は「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

【1. 支援が不要】

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【2. 部分的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「掃除（掃除機でゴミを吸い取る等）」の行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【3. 全面的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 「掃除（掃除機でゴミを吸い取る等）」の行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。

2-14 洗濯

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

洗濯に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、洗濯機の使用や洗濯物を乾かす、片付ける等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・洗濯物を洗濯機に入れる
- ・洗剤を量る
- ・洗濯機を操作する
- ・洗濯物を干す（乾かす）、取り込む
- ・洗濯物をたたむ、片付ける

留意点

- 洗濯の方法・洗濯物の種類は問わない。
- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3. 全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2-15 買い物

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

買い物に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、商品の選択や代金の支払い、商品の持ち帰り等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・商品の選択、確認
- ・代金の支払い、釣り銭（おつり）の受け取り
- ・店員との意思疎通
- ・商品の持ち帰り

留意点

- 買い物をする店の種類は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合は、「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

【1. 支援が不要】

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【2. 部分的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（特定の店舗等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【3. 全面的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2-16 交通手段の利用

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

交通手段の利用に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、交通機関の選択や切符の購入、乗り降り等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・交通機関の選択
- ・切符の購入、釣り銭（おつり）の受け取り
- ・交通機関への乗り降り
- ・目的地の確認
- ・目的地までの移動

留意点

- 交通機関の種類は問わない。
- 「できたりできなかつたりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合は、「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

【1. 支援が不要】

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【2. 部分的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（特定の交通機関等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

【3. 全面的な支援が必要】

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-1 視力

1. 日常生活に支障がない
2. 約1m離れた視力確認表の図が見える
3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える
4. ほとんど見えていない
5. 全く見えない
6. 見えているのか判断不能

調査目的

視力（物や文字が見えるかどうか）について、確認する。

【確認の方法】

- ・「視力確認表（86ページ）」を提示し、例えば「何本に見えますか」などと聞く。
- ・調査員が、自分の手を視力確認表と同じような形にして、上記と同様に聞く。

留意点

- 照明を使用する等、明るい状態で確認する。
- 見えたり見えなかったりする場合は、「見えない状況」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する。
- 「眼鏡やコンタクトレンズ等を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 夜盲（暗い部屋で視力が著しく低下する等）や、視力以外の視覚障害（視野欠損、視野狭窄、複視等）については、「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1. 日常生活に支障がない]
 - 新聞や雑誌等の文字が見える等、日常生活に支障がない程度の視力を有している場合。
- [2. 約1m離れた視力確認表の図が見える]
 - 新聞や雑誌等の文字は見えないが、約1m離れた視力確認表の図が見える場合。
- [3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える]
 - 約1m離れた視力確認表の図が見えないが、目の前に置けば見える場合。
- [4. ほとんど見えない]
 - 目の前に置いた視力確認表の図がほとんど見えない場合。
- [5. 全く見えない]
 - 目の前に置いた視力確認表の図が全く見えない場合。
- [6. 見えているのか判断不能]
 - 意思疎通ができず、見えているのか、日常生活に支障があるのか判断できない場合。

3-2. 聴力

1. 日常生活に支障がない
2. 普通の声がやっと聞き取れる
3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる
4. ほとんど聞こえない
5. 全く聞こえない
6. 聞こえているのか判断不能

調査目的

聴力（音や声が聞こえるかどうか）について、確認する。

留意点

- 大きな雑音、気が散るようなテレビや音楽がない等、調査が可能な状態で確認する。
- 「聞こえたり聞こえなかったりする場合」は、「聞こえない状況」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する。
- 「補聴器等を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

判断基準

- [1. 日常生活に支障がない]
 - 日常生活における会話に支障がなく、普通に聞き取れる場合。
- [2. 普通の声がやっと聞き取れる]
 - 普通の声で話すと聞き取りにくく、聞き間違えたりする場合。
- [3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる]
 - 耳元で大きな声で話したり、耳元で大きな音を立てると何とか聞こえる、あるいは、かなり大きな声や音でないと聞こえない場合。
- [4. ほとんど聞こえない]
 - ほとんど聞こえないことが確認できる場合。
- [5. 全く聞こえない]
 - 全く聞こえないことが確認できる場合。
- [6. 聞こえているのか判断不能]
 - 意思疎通ができず、聞こえているのか、日常生活に支障があるのか判断ができない場合。

3-3 コミュニケーション

1. 日常生活に支障がない
2. 特定の者であればコミュニケーションできる
3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる
4. 独自の方法でコミュニケーションできる
5. コミュニケーションできない

調査目的

家族や友人、支援者等とのコミュニケーション（意思疎通）ができるかどうか、その方法について、確認する。

留意点

- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1. 日常生活に支障がない]
 - 日常生活におけるコミュニケーションに支障がない場合。
- [2. 特定の者であればコミュニケーションできる]
 - 特定の者であればコミュニケーションできる場合。
 - 特定の話題や状況であればコミュニケーションできる場合。
- [3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる]
 - 音声言語による会話ではコミュニケーションできないため、手話や筆談、メール、意思伝達装置等でコミュニケーションする場合。
- [4. 独自の方法でコミュニケーションできる]
 - 独自の方法（本人独特の身振りや仕草）でコミュニケーションする場合。
 - 重度肢体不自由のため、まばたき等でコミュニケーションする場合。
 - 盲ろう（視覚と聴覚の重複障害）のため、触手話や指点字等でコミュニケーションする場合。
- [5. コミュニケーションできない]
 - 重度の知的障害、精神障害や意識障害等のため、コミュニケーションできない場合。
 - コミュニケーションできているかどうか判断できない場合。

3-4 説明の理解

1. 理解できる
2. 理解できない
3. 理解できているか判断できない

調査目的

家族や友人、支援者等からの説明を理解できるかどうかについて、確認する。

留意点

- 対象者が使用するコミュニケーション方法で説明を行った場合に基づいて判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 理解できる]

- 説明を全て理解し、それに反応（返事、うなづき、無視等）する場合。

[2. 理解できない]

- 説明を全ては理解できず、説明に応じた行動ができない場合。

[3. 理解できているか判断できない]

- 説明を理解できているか判断できない場合。

3-5 読み書き

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

読み書き（文章を読むこと、書くこと）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「読み書き」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

- 「読み書き」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「読み書き」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 書くことはできないが、パソコン等の代用手段がある場合。

[3. 全面的な支援が必要]

- 「読み書き」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「読み書き」の目的や内容を理解していない場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、点字等を使用している場合。
- 学習障害のため、読み書きが困難な場合。

3-6 感覚過敏・感覚鈍麻

1. ない
2. ある

調査目的

感覚過敏・感覚鈍麻（発達障害等に伴う感覚の過敏や鈍麻）の有無を確認する。

【感覚過敏・感覚鈍麻の例】

- ・触覚（人との接触をいやがる、服を着られない）
- ・視覚（光や色を過剰に感じる、テレビの画面がチカチカする）
- ・聴覚（音が過剰に聞こえる、雑音を排除できない）
- ・嗅覚（においを過剰に感じる、いい香りでも気分が悪くなる）
- ・味覚（特定の味を過剰に感じる、腐った食べ物等を不快に感じない）
- ・痛覚（痛みを過剰に感じる、痛みに対して鈍感、火傷をしやすい）
- ・温覚（暑い、寒い、冷たいの感覚が鈍い、または過剰に感じる）

留意点

- 「感覚過敏・感覚鈍麻があつたりなかつたりする場合」は、「2. ある」を選択する。
- 感覚過敏・感覚鈍麻を実際に確認することは難しいため、家族や支援者等から具体的な状態やそれに対する対応等を聞き取りして、その詳細を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. ない]

- 感覚過敏・感覚鈍麻がない場合。

[2. ある]

- 感覚過敏・感覚鈍麻が確認できた場合。

4. 行動障害に関連する項目 (34 項目)

1. 支援が不要
2. 希に支援が必要
3. 月に1回以上の支援が必要
4. 週に1回以上の支援が必要
5. ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要

調査目的

日常生活における行動上の障害への支援の必要性の有無と頻度を確認する。

留意点

- 調査日前の1か月間について確認する。
- 場所や場面、接する相手等は問わない。
- 行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する。
そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は、過去1年間程度の「支援が必要な状態にある1か月間」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する。
- 各項目(4-1～4-34)の記載内容は例示であるため、同様の状態にあると考えられる場合は該当する選択肢を選び、その頻度や程度、支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1. 支援が不要]
 - 行動上の障害が現れる可能性がほとんどない場合。
- [2. 希に支援が必要]
 - 行動上の障害が現れる可能性があるが、調査日前の1か月間には現れていない場合。
- [3. 月に1回以上の支援が必要]
 - 調査日前の1か月間に、1回以上現れている場合。
- [4. 週に1回以上の支援が必要]
 - 調査日前の1か月間に、毎週1回以上現れている場合。
 - 調査日前の1か月間に、2回以上現れている週が2週以上ある場合。
- [5. ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要]
 - 調査日前の1週間に、週5日以上現れている場合。
 - 調査日前の1か月間に、5日以上現れている週が2週以上ある場合。

4-1 被害的・拒否的

- 実際は盗られていないものを盗られたという等、被害的な思い込みがある場合。
- 他者を信頼しない、相手の善意を疑う、話し合いや本人のためになされた提案を受け入れない等、他者に対して疑い深く拒否的な場合。

4-2 作話

- 事実とは異なる話や、自分に都合の良いような話をする場合。

4-3 感情が不安定

- 感情の起伏により、感情が不安定な状態の場合。

4-4 昼夜逆転

- 夜に寝られなかった結果、日中寝てしまう、夜になると活動的となり寝ようとしめない等、昼夜の生活が逆転することで、日中の生活に支障が生じている場合。
- 夜間の不眠や活動を改善するため、睡眠薬等を内服している場合。

4-5 暴言暴行

- 言葉による暴力（暴言）と相手を傷つける暴力（暴行）のいずれか、あるいは両方が現れる場合。

4-6 同じ話をする

- 何度も同じ話や同意を求めたり、独語を繰り返す場合。

4-7 大声・奇声を出す

- 周囲が驚いたり、他者が迷惑となるような大声や奇声を出す場合。
- 物などを使って周囲に不快な音を立てる場合を含む。

4-8 支援の拒否

- 支援者による支援や介助等を受け入れず、支援や介助等に支障がある場合。
- 支援や介助等の内容を理解できないため、支援を拒否する場合。

4-9 徘徊

- 歩き回る、車いすで動き回る、床やベッドの上で這い回る等、動き回る行動がある場合。

4-10 落ち着きがない

- 施設や自宅等で、しきりに外に出ようとしたり、施設や自宅内で動き回る等、その場での行動に落ち着きがない場合。

4-11 外出して戻れない

- 施設や自宅等から外出すると、戻れなくなる場合。
- 施設等の建物、敷地内で、自分の部屋に戻れなくなる場合。
- 施設や自宅等の場所や周辺の地理を理解していない場合。

4-12 1人で出たがる

- 外出する時には見守り等の支援が必要だが、1人で外出しようとするため目が離せない場合。
- 1人で外出しようとするが、環境上の工夫等があるため、外に出ていない場合。

4-13 収集癖

- 周囲の迷惑となったり、日常生活に支障が生じるような収集癖がある場合。(集める物や方法は問わない。)
- 収集癖を未然に抑える支援を行っている場合。

4-14 物や衣類を壊す

- 物を壊す、衣類を破く、物や衣類を捨てる等の行動によって日常生活に支障が生じる場合。
- 物を壊す等の行動をとるが、環境上の工夫等があるため、物を壊していない場合。

4-15 不潔行為

- 弄便(尿)など排泄物を弄ぶ、尿を撒き散らす、痰や唾を吐き飛ばす、便に触れた手で周囲の物に触る等の行動によって日常生活に支障が生じる場合。
- 不潔行為を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

4-16 異食行動

- 食べられないものを口に入れたり、飲み込んだりする異食行動がある場合。
- 異食行動を未然に抑えるため、異食しそうなものを周囲に置かない場合。

4-17 ひどい物忘れ

- ひどい物忘れがあるために、日常生活に支障が生じる場合。

4-18 こだわり

- 特定の考え、物、人等に対する強いこだわりがあるために、スムーズに行動することができない等、日常生活に支障が生じる場合。

4-19 多動・行動停止

- 特定の物や人(対象が明確でない場合も含む。)に対する興味関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にこだわって動かなくなってしまう場合。
- 生活場面において、目的や意味が理解できず、行動に支障をきたす場合。

4-20 不安定な行動

- 予定や手続き、日頃から慣れている支援者や状況等が変わることが受け入れられず、突然大声を出したり、興奮する等のパニック状態になる等、行動が不安定になる場合。
- 不安、恐怖、焦燥等からられて衝動的な行動がある場合。

4-21 自らを傷つける行為

- 自ら傷跡が残るほど自分の体を叩いたり傷つける、頭髪を抜く、手首を切る、多量の薬を服用する等、自分の体を傷つける行為がある場合。
- 自分の体を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合。

4-22 他人を傷つける行為

- 他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他人を傷つける行為がある場合。
- 壁を壊したり、ガラスを割ったりする等、他人を傷つける危険性がある場合
- 他人を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合。

4-23 不適切な行為

- 興味や関心が優先したり、適切な意思表示ができなかったり、判断能力が不十分だったりする等により、不適切な行為がある場合。
例：急に他人に抱きつく、断りもなく物を持ってきてしまう、他人をのぞき込む、急に他人に接近する
- 不適切な行為を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

4-24 突発的な行動

- 関心が強い物や人（対象が明確でない場合も含む。）を見つけたら、突然そちらへ走って行ってしまふ等、突発的な行動がある場合。
- 突発的な行動を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

4-25 過食・反すう等

- 過食や過飲、拒食、反すう等、食に関する行動上の問題がある場合。

4-26 そう鬱状態

- 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には抑鬱気分により思考力が低下し、考えがまとまらないため、日常生活に支障をきたす場合。時に死にたいと言ったそぶりを示し、危険を防止するために誰かがそばについているなどの配慮が必要とされる場合。
- 気分の高揚により、活動性が亢進し、様々なことを思いつき、次々と行動に移すが、注意力が散漫であるため、その結果は失敗に終わることが多く、社会生活に影響を及ぼす場合。時に自尊心の肥大から、他者への攻撃性が高まり、暴力的になることもあるため、社会的な対応が必要とされる場合。
- 上記の状態が繰り返される場合。

4-27 反復的行動

- ある考えに固執し、特定の行為を反復したり、儀式的な行為にとられる等により、動作に時間がかかり日常生活に支障が生じる場合。
例：必要以上に手を洗う、必要以上に施錠を確認する

4-28 対人面の不安緊張

- 人に会うと緊張状態になる、危害を加えられるのではないかと強い不安が生じる等のため、外出等ができない場合。
- 長期にわたって引きこもり状態である場合は、「5. ほぼ毎日（週5日以上）ある」を選択。

4-29 意欲が乏しい

- 行動を計画したり実行したりする意欲が乏しいため、周りから言われないと何もしないでいる場合。
例：一日中横になっている、自室に閉じこもって何もしないでいる
- 行動を促す他者からの働きかけがあっても動かない場合。

4-30 話がまとまらない

- 話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対して全く意図しない反応が返ってくる等、会話が成立しない場合。
- 自分のしたい話を一方的に相手にかまわずにする場合。

4-31 集中力が続かない

- 集中力が続かないため、家庭内やその他の生活の場での役割や課題を最後までやり遂げられない場合。

4-32 自己の過大評価

- 現実にはそぐわない特別な地位や能力等が自分にあると信じて、それを主張する場合。

4-33 集団への不適應

- 家族や家族以外の社会参加の機会を拒否したり、その場においても一緒に行動できない場合。

4-34 多飲水・過飲水

- 水中毒になる危険が生じるほど、水を大量に飲む又は飲もうとする場合。

5. 特別な医療に関連する項目 (12 項目)

- 1. ない
- 2. ある

調査目的

過去 14 日間に実施された特別な医療行為の有無を確認する。

留意点

- 医師または医師の指示に基づき看護師等によって実施されている医療行為について確認する。
 - ※ 医師の指示の下、介護職員等が行う医療行為（喀痰吸引、経管栄養）を含む。
- 医療行為を提供する機関の種類、場所は問わない。また、医師の指示が過去 14 日以内に行われているかどうかは問わない。
- 継続して実施されている医療行為のみを対象とし、急性疾患への対応で一時的に実施される医療行為は含まれない。
- 14 日以前に受けた医療行為や選択肢以外の医療行為等であっても、現在の支援に影響を及ぼすと考えられる行為については、「特記事項」に記載する。
- 医療との連携の下で、本人や家族、支援者が行う類似の行為についても評価対象とする。
 - ※ 実質的違法性阻却の考えにより、一定の要件により行われている行為。
 - ※ 「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（通知）」（平成 17 年 7 月 26 日付け医政発第 0726005 号厚生労働省医政局長通知）において、医療行為ではないと考えられている行為。

判断基準

- [1. ない]
 - 過去 14 日間に実施されていない場合。
- [2. ある]
 - 過去 14 日間に実施されている場合。

5-1 点滴の管理

- 点滴が継続して行われている場合。(外来受診時の一時的な点滴は含まれない。)
- 点滴は行われていないが、点滴の針が留置され状況の変化等に対応できる体制にある場合。

5-2 中心静脈栄養

- 中心静脈栄養が行われている場合。
- 栄養分が供給されていないが、状況の変化等に対応できる体制にある場合。
- 経口摂取が一部可能である者であっても、中心静脈栄養が行われている場合。

5-3 透析

- 人工透析が行われている場合。(透析の方法、種類は問わない。)

5-4 ストーマの処置(人工肛門の処置)

- 人工肛門が造設されている者に対して、消毒やバッグの取り替え等の処置が行われている場合。

5-5 酸素療法

- 呼吸器、循環器疾患等のため、酸素療法が行われている場合。

5-6 レスピレーター(人工呼吸器)

- 人工呼吸器が使用されている場合。(経口、経鼻、気管切開の有無や機種は問わない。)

5-7 気管切開の処置

- 気管切開が行われている者に対して、カニューレの交換や開口部の消毒、ガーゼ交換、開口部からの喀痰吸引等の処置が行われている場合。

5-8 疼痛の看護

- 疼痛(がん末期のペインコントロールに相当する程度の痛み)に対する看護が行われている場合。
※看護の種類:湿布(温・冷を問わない)、外用薬の塗布、鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、座薬、貼付方経皮吸収剤、注射。(さする、マッサージ、声かけ等の行為は含まない)

5-9 経管栄養

- 栄養の摂取方法として、経管栄養が行われている場合。(経管栄養の方法、種類、経口摂取の状況は問わない。)

5-10 モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)

- 血圧、心拍、心電図、呼吸数、酸素飽和度のいずれか1項目以上について、24時間以上にわたってモニターを体に付けた状態で継続的に測定されている場合。ただし、血圧測定の頻度は1時間に1回以上のものに限る。

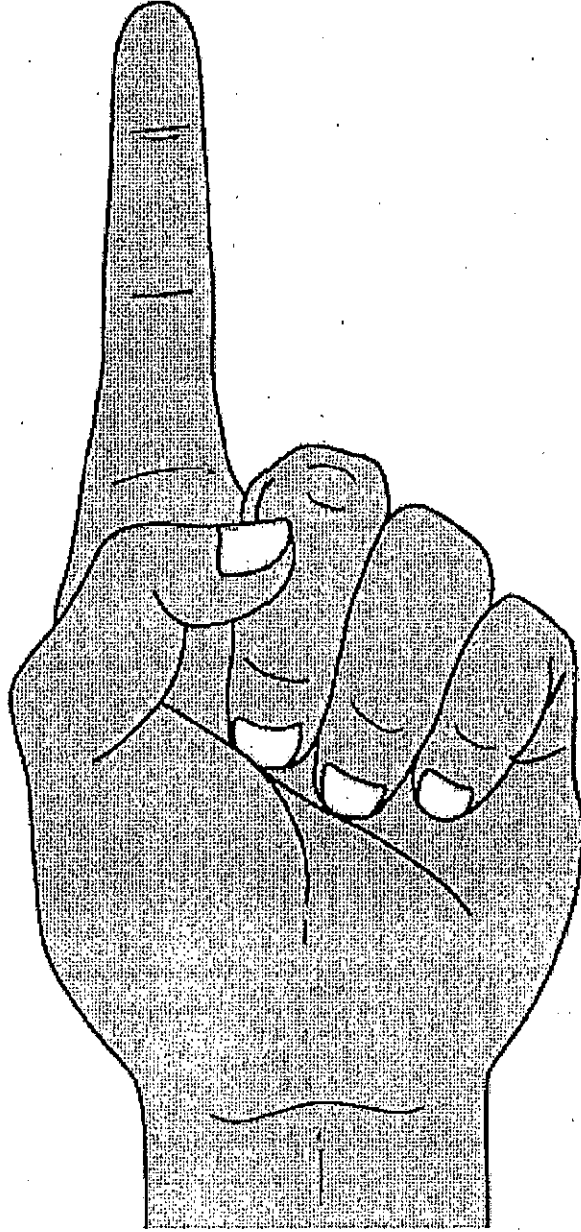
5-11 じょくそうの処置

- じょくそうの処置が行われている場合。
- 障害の状況により、特に説明が必要な場合は「特記事項」に記載する。
※記載例:脊髄損傷による四肢麻痺の寝たきりで、じょくそうになりやすく、防止するため寝返りや足肢位置交換の頻度が1時間置きに必要。

5-12 カテーテル

- コンドームカテーテル、留置カテーテルの使用、もしくは間歇導尿等、尿の排泄のためのカテーテルが使用されている場合。

視力確認表



IV その他

概況調査票

1. 調査実施者（記入者）

実施日	年 月 日	実施場所	自宅・自宅外（ ）		
記入者	(ふりがな).....	所属機関		調査時間	

2. 調査対象者

対象者	(ふりがな).....	男・女	生年月日 年齢	明・大・昭・平 年 月 日生（ 歳）
現住所	〒 -		電話	- -
家族等 連絡先	〒 - 氏名（ ）		電話	- - 調査対象者との関係（ ）

3. 認定を受けている各種の障害等級等（該当する項目に記載又は○をつけてください）

(1) 身体障害者等級	1級・2級・3級・4級・5級・6級				
(2) 身体障害の種類	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害・その他（ ）				
(3) 療育手帳等級	最重度	○A	A1	1度	
	重度	A	A2	2度	
	中度	B	B1	3度	
	軽度	C	B2	4度	
(4) 精神障害者保健福祉手帳等級	1級・2級・3級				
(5) 難病等疾病名					
(6) 障害基礎年金等級	1級・2級				
(7) その他の障害年金等級	1級・2級・3級				
(8) 生活保護の受給	有（他人介護料有り）・有（他人介護料無し）・無				

4. 現在受けているサービスの状況（別紙「サービスの利用状況票」に記入してください）

5. 地域生活関連（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

(1) 外出の頻度（過去1ヶ月間の回数）	（ ）回程度				
(2) 社会活動の参加状況	（ ）				
(3) 過去2年間の入所歴の有無					
□無 □有→入所期間	年 月～	年 月	施設の種類	（ ）	
	年 月～	年 月	施設の種類	（ ）	
(4) 過去2年間の入院歴の有無					
□無 □有→入院期間	年 月～	年 月	原因となった病名	（ ）	
	年 月～	年 月	原因となった病名	（ ）	
(5) その他					

6. 就労関連（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください）

(1) 就労状況	<input type="checkbox"/> 一般就労	<input type="checkbox"/> パート・アルバイト	
	<input type="checkbox"/> 就労していない	<input type="checkbox"/> その他（	）
(2) 就労経験の有無	一般就労やパート・アルバイトの経験	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
	最近1年間の就労の経験	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
	中断の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
(3) 就労希望の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	
	具体的に		

7. 日中活動関連（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください）

主に活動している場所	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 施設	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> その他（	）
------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	---

8. 介護者(支援者)関連（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください）

(1) 介護者(支援者)の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
(2) 介護者(支援者)の健康状況等特記すべきこと		

9. 居住関連（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください）

(1) 生活の場所	<input type="checkbox"/> 自宅（単身）	<input type="checkbox"/> 自宅（家族等と同居）	<input type="checkbox"/> グループホーム	
	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> 入所施設	<input type="checkbox"/> その他（	）
(2) 居住環境				

10. その他（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください）

--	--	--	--	--

(別紙)

サービスの利用状況票

利用者氏名

時間	月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
4:00								
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
24:00								
2:00								
4:00								

週単位以外
のサービス

認定調査票

1. 移動や動作等に関連する項目

1-1 寝返り		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-2 起き上がり		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-3 座位保持		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-4 移乗		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-5 立ち上がり		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-6 両足での立位保持		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-7 片足での立位保持		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-8 歩行		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-9 移動		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-10 衣服の着脱		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	

1-11 じよくそう		特記事項
1	ない	
2	ある	

1-12 えん下		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目

2-1 食事		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-2 口腔清潔		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-3 入浴		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-4 排尿		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-5 排便		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-6 健康・栄養管理		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-7 薬の管理		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-8 金銭の管理		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-9 電話等の利用		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-10 日常の意思決定		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-11 危険の認識		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-12 調理		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-13 掃除		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-14 洗濯		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-15 買い物		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-16 交通手段の利用		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

3. 意思疎通等に関する項目

3-1 視力		特記事項
1	日常生活に支障がない	
2	約1m離れた視力確認表の図が見える	
3	目の前に置いた視力確認表の図が見える	
4	ほとんど見えていない	
5	全く見えない	
6	見えているのか判断不能	
3-2 聴力		特記事項
1	日常生活に支障がない	
2	普通の声がやっと聞き取れる	
3	かなり大きな声なら何とか聞き取れる	
4	ほとんど聞こえない	
5	全く聞こえない	
6	聞こえているのか判断不能	
3-3 コミュニケーション		特記事項
1	日常生活に支障がない	
2	特定の者であればコミュニケーションできる	
3	会話以外の方法でコミュニケーションできる	
4	独自の方法でコミュニケーションできる	
5	コミュニケーションできない	
3-4 説明の理解		特記事項
1	理解できる	
2	理解できない	
3	理解できているか判断できない	

3-5 読み書き		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

3-6 感覚過敏・感覚鈍麻		特記事項
1	ない	
2	ある	

4. 行動障害に関連する項目

4-1 被害的・拒否的		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-2 作話		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-3 感情が不安定		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-4 昼夜逆転		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-5 暴言暴行		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-6 同じ話をする		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-7 大声・奇声を出す		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-8	支援の拒否	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-9	徘徊	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-10	落ち着きがない	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-11	外出して戻れない	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-12	1人で出たがる	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-13	収集癖	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-14	物や衣類を壊す	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-15	不潔行為	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-16	異食行動	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-17 ひどい物忘れ		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-18 こだわり		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-19 多動・行動停止		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-20 不安定な行動		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-21 自らを傷つける行為		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-22 他人を傷つける行為		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-23 不適切な行為		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-24 突発的な行動		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-25 過食・反すう等		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-26	そう鬱状態	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-27	反復的行動	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-28	対人面の不安緊張	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-29	意欲が乏しい	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-30	話がまとまらない	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-31	集中力が続かない	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-32	自己の過大評価	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-33	集団への不適応	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-34	多飲水・過飲水	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

5. 特別な医療に関連する項目

5-1	点滴の管理	特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-2	中心静脈栄養	特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-3	透析	特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-4	ストーマの処置(人工肛門の処置)	特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-5	酸素療法	特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-6	レスピレーター(人工呼吸器)	特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-7	気管切開の処置	特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-8	疼痛の看護	特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-9	経管栄養	特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-10	モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)	特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-11	じよくせうの処置	特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-12	カテーテル	特記事項
	1 ない	
	2 ある	

6. その他(認定調査の際に「調査対象者に必要とされる支援の度合い」に関することで確認できた事項)

特記事項